

事務連絡  
令和7年3月31日

各登録住宅型式性能認定等機関 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

省エネ適判等における住宅型式性能認定書等の活用に伴う影響について

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）により、令和7年4月1日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務付けられることとなっています。

また、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）」（令和6年11月12日付け国住参建第2615号）第2の6.（1）に示したとおり、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）において提出する各種計算書の一部として、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書又は同規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を省エネ適判の審査で活用することが可能であるとしているほか、住宅型式性能認定書は、改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物に関する確認審査で活用することも可能であるとしています。

今般、省エネ基準適合の全面義務化により、省エネ適判の申請件数が増大することを踏まえ、それに活用可能な住宅型式性能認定書及び型式住宅部分等製造者認証書の申請件数が増大することも考えられるため、その旨ご認識いただくようお願いします。